

平成27年4月から保育料が変わります

保育料

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い保育料が変わります。また、対象となる特定教育・保育施設は、現在の11カ所の施設に、新たに3カ所の保育所と1カ所の認定こども園を加えた15カ所となります。

施設を利用する場合の保育料は、所得に応じた負担を基本として、国が定める水準を上限として、市が設定します。保育料は、3つの認定区分(1号、2号、3号認定)により異なります。

なお、2号認定および3号認定に係る保育料は、従前の所得税額での保育料計算から、市民税所得割額での保育料計算に変更となりますが、現在の保育料負担水準を踏まえて料金を設定しています。

●1号認定の保育料(満3歳以上の教育希望)

階層区分	定義	保育料(月額)
A	生活保護世帯	0円
B	市民税非課税または所得割非課税	3,000円
C	市民税所得割77,100円以下	16,000円
D	市民税所得割77,101円～211,200円以下	20,000円
E	市民税所得割211,201円～	23,500円

●2号認定(満3歳以上)・3号認定(満3歳未満)の保育料(保育希望)

階層区分	定義	2号認定・保育料(月額)		3号認定・保育料(月額)	
		標準時間(11時間)	短時間(8時間)	標準時間(11時間)	短時間(8時間)
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	市民税非課税	5,000円	4,900円	6,000円	5,800円
C-1	市民税均等割	11,000円	10,800円	13,000円	12,700円
C-2	市民税所得割 30,000円未満	14,000円	13,700円	16,000円	15,700円
D-1	市民税所得割 30,000円～65,000円未満	16,000円	15,700円	18,000円	17,600円
D-2	市民税所得割 65,000円～105,000円未満	24,000円	23,500円	27,000円	26,500円
D-3	市民税所得割105,000円～140,000円未満	31,000円	30,400円	38,000円	37,300円
D-4	市民税所得割140,000円～190,000円未満	31,000円	30,400円	44,000円	43,200円
D-5	市民税所得割190,000円～265,000円未満	34,000円	33,400円	55,000円	54,000円
D-6	市民税所得割265,000円～380,000円未満	34,000円	33,400円	56,000円	55,000円
D-7	市民税所得割380,000円～	34,000円	33,400円	60,000円	58,900円

保育料の注意事項

※第1子の保育料となります。
 ※兄弟姉妹で保育所や認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業に通所している場合の第2子は上記金額の2分の1の額、第3子は階層区分に関わらず無料です(1号認定の保育料については、小学校1年生から3年生までの在籍児童がいる場合も計算の対象)。

●保育所・認定こども園一覧

	保育所・認定こども園	所在地	保育時間
保育所(公立)	八条保育所	八条1567	平日:午前7時30分～午後6時30分 土曜日:午前7時30分～午後2時
	伊草保育所	伊草372	
	中馬場保育所	中央3-29-17	
	大曾根保育所	大曾根1518	
	古新田保育所	古新田10	
	南川崎保育所	南川崎207-1	
保育所・認定こども園(私立)	駅前保育所(公設民営)	大瀬1-1-1	平日:午前7時～午後7時 土曜日:午前7時30分～午後6時30分
	八潮ひまわり保育園	中央1-15-5	平日:午前7時～午後7時 土曜日:午前7時30分～午後3時
	やしお花桃保育園	二丁目1067-1	平日:午前7時30分～午後7時30分 土曜日:午前7時30分～午後6時30分
	けやきの森保育園やしお	垢161-1	
	八潮かえで保育園	大瀬2-1-8	平日:午前7時～午後7時 土曜日:午前7時30分～午後6時30分
	やしおエンゼル保育園	八潮4-4-6	
	しおどめ保育園八潮駅北	木曾根438-1	
	八潮なないろ保育園	二丁目948-1	
	認定こども園しおどめの森	木曾根1063	

問子育て支援課 ☎314

※中央保育所は、平成27年4月から休所します。

介護保険制度改正のお知らせ

平成27年4月以降の介護保険制度の主な変更点をお知らせします。

今回の改正では、「高齢者が住みなれた地域で生活を続けるためのサービスの充実」と「制度を維持していくための費用負担の公平化」などが図られます。

問長寿介護課 ☎443

平成27年4月からの改正

- 介護老人福祉施設の新規入所者を原則、要介護3以上に介護老人福祉施設に新規に入所できるのは、原則として要介護3以上の方になります。現在、既に入所している方には、適用されません。
- 要介護1・2の方も定められた要件を満たせば、入所が認められることがあります。
- ▼預貯金などが単身で1000万円を超え、夫婦で2000万円を超える場合
- ▼世帯分離している配偶者の住民税が課税されている場合 ※平成28年8月からは、非課税年金(遺族年金、障害年金)も収入として算定します。
- 高額介護サービス費の一部の上限額が新設 医療保険制度における現役並み所得者に相当する方について、利用者負担段階および高額介護サービス費の自己負担の限度額が新設されます。

平成27年8月からの改正

- 一定所得以上の方は介護サービスを利用するときの自己負担が2割に 本人の合計所得金額160万円以上の方が2割負担となります。
- ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は1割負担のままとなります。
- 利用者の負担割合を示す負担割合証が発行されます。
- 低所得の施設利用者の食費・居住費への補助の要件を変更 施設サービスの居住費と食費は、所得の低い方に対しては自己負担の上限額が設けられています。
- 低所得者となる条件が変更 され、次のいずれかを満たす場合は、その対象となります
- 70歳未満の方の高額医療・高額介護合算制度の限度額が変更 高額療養費の自己負担限度額について、平成27年1月から70歳未満の所得区分が細分化されたことに伴い、高額医療・高額介護合算制度の限度額も変更されます。

介護保険制度改正のお知らせ

